資料２－１

京都府水防計画の改定について

令 和 ６ 年 ５ 月
建設交通部砂防課

京都府水防計画は、水防事務を円滑に実施することにより、府内の河川や海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として定めています。

令和６年度の主な改定内容は以下のとおりです。

１　土砂災害に対する警戒避難体制の整備等を要する区域について、
「土砂災害警戒区域」に呼称を統一（「土砂災害危険箇所」を使用しない）

昭和41年～ 建設省砂防課長通達

「土砂災害危険箇所」
土石流危険箇所、地すべり危険箇所、
急傾斜地崩壊危険箇所

平成13年～ 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域」
「土砂災害特別警戒区域」

令和３年度末
全国的に区域指定が
概ね完了

令和５年11月国土交通省通知　～「土砂災害危険箇所」は使用しない～

今般、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に統一

２　その他

① 「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和５年９月 気象庁）」に基づく見直しや「連続雨量による道路通行規制基準」の一部見直し。

② 令和６年４月１日の組織改正を踏まえた修正。